

○浅麓環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和41年3月4日

条例第12号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

令和元年8月22日条例第2号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第31条の規定により職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 この条例で「職員」とは法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての地方公務員をいう。

(サービスの宣誓)

第3条 新たに職員になった者は、別記様式第1による宣誓書に署名してからでなければその職務を行なってはならない。

(権限の委任)

第4条 この条例に定めるものを除く外、職員の宣誓に関し必要な事項は任命権者が定めることができる。

(宣誓の免除)

第5条 緊急の業務のため期間を限って臨時に採用される職員については、宣誓をしないで職務に従事させることができる。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式第1

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印